

SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

7月号 Vol.111

今月の SMILE

下半期に入りました

まいど おおきに！

今年も早いもので年の半分が過ぎ、今日から下半期に入ります。

最初に、蘇州市で起きた、日本人学校の送迎バスに乗り込もうとした男を阻止しようとして刺されたバスの案内係の中国人女性胡友平さんが、6月28日に亡くなられたことに哀悼の誠を捧げます。

6月27日に、11月のアメリカ大統領選挙に向けた民主党のバイデン大統領と共和党のトランプ元大統領のテレビ討論が行われました。中国の SNS 上でもかなり賑わっています。討論の最初の頃で、バイデン氏はトランプ氏の減税が富裕層の利益になったと批判した上で、税金がどういうことに使われるべきか語り、医療制度の強化を続けなければならない……、その後、途中で言うべき言葉を忘れ、そして“ついにメディケア(医療制度)を打ち倒すことができた”という文脈が繋がらない発言をしました。これ以降も“？”的発言や話が途切れることが幾度かありました。この結果、主催者である民主党寄りの CNN は、この討論会を見た 67%の人がトランプ氏が勝利したと回答したと発表しました。そして 28 日には、やはり民主党の寄りのニューヨーク・タイムズの論説委員も「今のバイデン氏にできる最高の公共の奉仕は、再選に向けた選挙戦を継続しない意向を表明することだ」と指摘されていました。しかし当の本人(及び本人以上に夫人のジルさん)は、29日の集会で、大統領選を辞退する気はなく、やる気満々の意志を示していました。民主党はまさにパニック状態です。もし他の候補者にかえるのであれば、8月7日までにバイデン氏自ら辞退しなければならないようですが…。

話はかわって6月に、世界中から801人が参加して行われたアリババ国際数学コンテストで、北京大学、清華大学、MIT、ケンブリッジ大学などの有名大学を中心とするリスト上位者の中で、93ポイントを獲得して12位にランクインされている姜萍という17歳の少女に注目が集まっています。なぜ姜さんが、ここまで注目されているかということ、彼女は中等職業学校(ファッションデザイン専攻)の学生だからです。貧しい農村の家庭に生まれ、中学受験の成績も目立たなかった彼女は、家族や自分の趣味のことを考え、普通高校に進学する機会を諦め、中等職業学校に入学してファッションデザインを学ぶことを選択しました。しかしここで、北京大学数学部の博士試験に失敗した王燕秋という先生に出会いました。王燕秋先生は彼女の数学的才能を見出したのです。学校では日常的に中国語、数学、服飾専門コースを受講するだけなので、好きな数学を勉強する時間は十分にあります。そこで2年間、独学で微積分を学び、今では偏微分方程式を学んでいます。しかし一方、そんな彼女が今回のコンテストで12位にランクインされていることに対して、多くの懐疑的な意見がなされています。このコンテストは6月22日に終了し正式な結果は8月に発表されるとのこと。 “多くの衣服のデザインは数学からインスピレーションを受けています” と言ってのけるこの17歳の天才が、8月の発表によって、これらの懐疑が払しょくされるという祝福に与れるといいですね。

最後に引き続き WHO のパンデミック条約、IHR の改悪、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に反対します！

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



マクロ経済1 CPIとPPI

国家統計局が6月12日、2024年5月の全国CPI(消費者物価指数)及びPPI(生産者物価指数)データを発表しました。これに関して、国家統計局都市部の主任統計官である董立娟氏がこれらを解釈しました。

1. 消費者物価指数は季節的に前月比でわずかに低下し、前年比伸び率は前月と同じであった

5月の消費者物価は、全国消費者物価指数が前月比季節的に下落し、前年比伸び率は前月と同水準で推移するなど、総じて安定的に推移した。食品やエネルギー価格を除いたコア消費者物価指数は前年比0.6%上昇し、引き続き緩やかな上昇を維持した。

前月比で見ると、消費者物価指数は0.1%下落し、過去10年間の同時期の平均下落率0.2%をやや下回った。そのうち、食品価格は前月の1.0%下落から横ばいとなった。食料品のうち、南部の大雨、採卵鶏の夏季産卵量の減少、豚の生産能力の低下などの影響を受け、生鮮果物、卵、豚肉の価格はそれぞれ3.0%、2.7%、1.1%上昇した。市場供給は比較的十分で、エビ・カニ、牛肉、生鮮野菜の価格はそれぞれ4.3%、3.6%、2.5%下落した。非食品価格は前月の0.3%上昇から0.2%下落し、消費者物価指数は前月比約0.14ポイント下落した。食品以外の品目では、短い休暇の後、季節的に旅行人気は低下し、航空券、レンタカー料金、長距離バスの価格はそれぞれ9.4%、7.9%、2.7%下落した。国際原油価格の変動の影響で、国内ガソリン価格は0.8%下落した。夏服への買い替えから、衣料品価格は0.4%上昇した。

前年同月比で見ると、消費者物価指数は前月と同じ0.3%上昇した。そのうち、食品価格は前月比0.7ポイント下落し、消費者物価指数の前年同月比下落に約0.37ポイント影響した。食品のうち、豚肉、淡水魚、生鮮野菜の価格はそれぞれ4.6%、3.3%、2.3%上昇し、上昇率は拡大した。卵、生鮮果物、食用油の価格はそれぞれ8.5%、6.7%、5.1%下落し、下落率は縮小した。牛肉、羊肉、鶏肉の価格はそれぞれ12.9%、7.5%、2.9%下落し、下落率は引き続き拡大した。非食品価格は前月比0.8%上昇し、0.1ポイント下落し、消費者物価指数の前年同月比上昇に約0.68ポイント影響した。非食品のうち、エネルギー価格は3.4%上昇し、0.2ポイント低下した。エネルギーを除く工業用消費財価格は0.1%上昇し、0.3ポイント低下した。このうち、新エネルギー車と燃料車の価格はそれぞれ6.9%と5.2%下落し、下落幅が拡大した。サービス価格は前月と同じ0.8%上昇し、このうち、生活関連サービスと教育サービスがともに1.8%上昇し、上昇幅がやや拡大した。

2. PPIは前月比下落から上昇し、前年比下落幅は縮小した。

5月は、一部の国際バルク商品価格の上昇傾向や国内工業製品市場の需給関係の改善などの影響を受け、全国生産者物価指数は前月比で下落から上昇に転じ、前年比では下落幅が縮小した。

前月比で見ると、生産者物価指数は前月の0.2%下落から0.2%上昇し、過去6か月間の継続的な下落傾向に変化が生じた。そのうち、生産手段価格は前月の0.2%下落から0.4%上昇し、消費財価格は前月と同じ0.1%下落した。国際市場での非鉄金属価格の上昇傾向の影響を受け、国内の非鉄金属製錬・圧延加工業界の価格は3.9%上昇し、そのうち銅製錬、アルミ製錬、金製錬の価格はそれぞれ7.0%、3.4%、2.8%上昇した。主要な石炭生産地域の供給が逼迫し、「ピーク夏」の補充需要が徐々に解放され、石炭採掘・精錬業界の価格は0.5%上昇した。大規模な設備更新などの政策が徐々に効果を発揮し、鉄鋼市況はプラスになると予想される。鉄鋼製錬・圧延加工業の価格は0.8%上昇した。国際原油価格の下落傾向により、石油・天然ガス採掘価格は2.1%下落した。建材価格は引き続き下落し、ガラス製造とセメント製造の価格はそれぞれ1.2%と0.8%下落した。設備製造業では、電気機械・設備製造とコンピュータ製造の価格がそれぞれ0.7%と0.1%上昇し、リチウムイオン電池製造と新エネルギー車製造の価格はそれぞれ0.5%と0.2%下落した。消費財製造業では、文化・教育・芸術・スポーツ・娯楽用品製造と家具製造の価格がそれぞれ0.6%と0.2%上昇し、農業および食品加工業の価格が0.5%下落した。

前年同月比で見ると、生産者物価指数は1.4%下落し、前月より1.1ポイント下落した。そのうち、生産手段価格は1.6%下落し、1.5ポイント下落した。消費財価格は0.8%下落し、0.1ポイント下落した。主要産業のうち、石炭採掘・精錬業は9.0%下落、非金属鉱産物業は8.8%下落、鉄鋼製錬・圧延加工業は3.7%下落、化学原料・化学製品製造業は3.4%下落、農業・副業食品加工業は3.4%下落、電気機械・設備製造業は3.0%下落、コンピュータ通信・その他電子機器製造業は1.9%下落し、いずれも下落幅が縮小した。自動車製造業の価格は前月と同じ2.0%下落した。

石油・石炭及びその他燃料加工業の価格は前月の1.0%下落から3.4%上昇に転じた。石油・天然ガス採掘業の価格は前月と同じ9.4%上昇した。非鉄金属製錬・圧延加工業の価格は前月と同じ8.9%上昇し、上昇幅は5.3ポイント拡大した。

マクロ経済2 輸出入

税関統計によると、2024年上半期の中国の貨物貿易の輸出入総額(以下、「輸出入」という)は17.5兆円で、前年同期比6.3%増加した。そのうち、輸出は9.95兆円で、6.1%増加。輸入は7.55兆円で、6.4%増加。貿易黒字は2.4兆円で、5.2%増加。米ドル建てで見ると、中国の上半期の輸出入総額は2.46兆ドルで、2.8%増加。そのうち、輸出は1.4兆ドルで、2.7%増加。輸入は1.06兆ドルで、2.9%増加。貿易黒字は3,372億ドルで、1.8%増加した。

2024年の5月までの中国の輸入と輸出の主な特徴

1. 一般貿易、加工貿易、保税物流の輸出入はいずれも増加

1~5か月間で、中国の一般貿易の輸出入は11兆4千億円で、5.6%増加し、中国の対外貿易総額の65.1%を占めた。そのうち、輸出は6兆5,600億円で、7.9%増加、輸入は4兆8,400億円で、2.7%増加した。同期間の加工貿易の輸出入は3兆200億円で、1.6%増加し、17.3%を占めた。そのうち、輸出は1兆9,100億円で、2.3%減少、輸入は1兆1,100億円で、9.1%増加した。また、我が国の保税物流の輸出入総額は2兆4,200億円で、16.5%増加した。そのうち、輸出額は9,163.9億円で、12.5%増加した。輸入額は1兆5,100億円で、19.2%増加した。

2. ASEAN、米国、韓国との輸出入の伸び

この5か月間で、ASEANは最大の貿易相手国であり、貿易総額は2兆7,700億円で、10.8%増加し、対外貿易総額の15.8%を占めた。そのうち、ASEANへの輸出は1兆6,700億円で、13.5%増加した。ASEANからの輸入は1兆1,000億円で、7%増加した。ASEANとの貿易黒字は5,791億9,000万円で、28.1%拡大した。EUは2番目に大きな貿易相手国であり、貿易総額は2兆2,300億円で、1.3%減少し、12.7%を占めた。そのうち、EUへの輸出は1兆4,500億円で、0.7%減少した。EUからの輸入は7,743.7億円で、2.5%減少した。EUとの貿易黒字は6,780.2億円で、1.5%増加した。米国は第3位の貿易相手国で、貿易総額は1兆8,700億円で、2%増加し、10.7%を占めた。そのうち、米国への輸出は1兆3,900億円で、3.6%増加した。米国からの輸入は4,804.5億円で、2.6%減少した。米国との貿易黒字は9,111.8億円で、7.2%増加した。韓国は第4位の貿易相手国である。中韓貿易総額は9,274.3億円で、7.4%増加し、5.3%を占めた。そのうち、韓国への輸出は4,238億円で2%減少、韓国からの輸入は5,036.3億円で16.8%増加、韓国との貿易赤字は798.3億円で、前年同期の貿易黒字15.4億元に比べて減少した。同期間に、中国の「一帯一路」建設参加国への輸出入総額は8.31兆円で、7.2%増加した。そのうち、輸出は4.64兆円で7.9%増加、輸入は3.67兆円で6.4%増加した。

3. 民営企業と国有企業の輸出入の伸び

1~5月、民営企業の輸出入は9兆5,800億円で、前年同期比11.5%増、中国の対外貿易総額の54.7%を占め、前年同期比2.6ポイント上昇した。そのうち、輸出は6兆4,500億円で、前年同期比10.2%増、輸出総額の64.8%を占めた。輸入は3兆1,300億円で、前年同期比14.2%増、輸入総額の41.5%を占めた。国有企業の輸出入は2兆7,900億円で、前年同期比1.9%増、中国の対外貿易総額の15.9%を占めた。そのうち、輸出は7,650.2億円で、前年同期比1.4%増であった。輸入は2兆200億円で、2.1%増加した。同期間の外資企業の輸出入は5兆900億円で、0.1%減少し、中国の対外貿易総額の29.1%を占めた。そのうち、輸出は2兆7,200億円で、1.2%減少し、輸入は2兆3,700億円で、1.2%増加した。

4. 機械電気製品は輸出の約60%を占め、そのうち自動データ処理装置とその部品、集積回路、自動車の輸出が増加した

この5か月で、わが国は機械電気製品を5兆8,700億元輸出し、7.9%増加し、総輸出額の59%を占めた。そのうち、自動データ処理装置とその部品は5,544.6億円で、9.9%増加した。集積回路は4,447.3億円で25.5%増加、自動車は3,297億円で23.8%増加、携帯電話は3,296.8億円で2.8%減少した。



法人格否認の制度と関連する訴訟における立証の方法(上)

1. はじめに

会社法の基本原則によると、会社は法人として独立した権利義務の主体であり、株主は出資の範囲においてのみ有限責任を負う。しかし、実務においては、株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用し、「ダミー会社」、「ペーパー会社」を取引主体として債務を逃れ、債権者の利益を侵害する事例が常に見受けられる。このような法人の独立的地位の濫用行為を制限するために法人格否認の法制度が確立され、特殊な状況下において、債権者は会社の独立的な法人格の否認を主張し、株主又は関連会社に対し会社債務に係る連帯責任の負担を請求することができる。

しかし、訴訟の実務において、法人格の否認を主張するとしても、債務者及びその株主又は関連会社が法人の独立的地位を濫用したとの事実の立証が容易ではない。

本稿「法人格否認の制度と関連する訴訟における立証の方法」は、上下 2 編からなる。今回はその上編となり、法人格否認の法制度を紹介するほか、法人独立的地位の濫用によく見られる事情の一部と関連する立証の方法について論ずる。

2. 法人格否認に関する法制度

法人格否認は、「会社のベールの突破 (piercing the corporate veil)」又は「会社のベールの開封 (lifting the corporate veil)」とも称され、法律に定める特定の要件を充足した場合に、会社の独立的な人格を否定し、株主又は関連会社に対して責任の負担を請求ことができ、こうして株主の有限責任の地位の保護と債権者の利益の保護との有効な均衡が保たれる。

法人格否認には、通常、「順方向の人格否認」(株主が会社の債務に対して責任を負う)、「逆方向の人格否認」(会社が株主の債務に対して責任を負う)、「横方向の人格否認」(関連会社間で相互に責任を負う)、これら 3 つの類型がある。

現行「中華人民共和国会社法」(以下「会社法」という) 20 条は、「会社の株主が会社法人の独立的地位及び株主の有限責任を濫用して債務を逃れ、会社の債権者の利益を著しく侵害したときは、会社の債務に対し連帯して責任を負わなければならない」と定めており、これは順方向の人格否認である。2024 年 7 月 1 日施行の「会社法」は、この規定を踏襲すると同時に、「株主がその支配する 2 つ以上の会社を利用して前項に定める行為を実行したときは、各会社は、いずれか 1 つの会社の債務に対し連帯して責任を負わなければならない」という規定を定め、順方向の人格否認に基づいて横方向の人格否認を追加した。

しかし、2005 年会社法の改正後、法律には法人格否認に関する明確な規定が存在するが、会社の独立的人格と株主の有限責任は会社法の基本原則であるため、法曹界には法人格否認制度に関する多くの議論があり、法院も法人格否認制度の適用に対して保守的で慎重な態度を保ち続けている。

この状況の下、最高人民法院は 2019 年 11 月 8 日に「全国法院民商事裁判職務会議紀要」(法[2019]254 号、以下「九民紀要」という)を公布し、その第 2 章「会社紛争事件の審理について」の第 4 節「法人格否認について」は、司法解釈の面から法人格否認に関する紛争の審理を行う際の要点を明らかにしたほか、法人の独立的地位の濫用によく見られる 3 つの事情として「人格の混同」、「過度な支配・管理」及び「資本の著しい不足」を挙げるとともに、これら 3 つの判断にあたり考慮する要素について詳細な説明を行った。

3. 法人の独立的地位の濫用と関連証拠の類型

1 人格の混同

「九民紀要」10 条によると、法院は会社の人格と株主の人格との混同の有無を認定する場合、最も根本的な判断基準は会社における独立の意思と独立の財産の有無であり、人格混同の最も主要な現象は会社の財産と株主の財産とが混同し区別の方法がないこと、すなわち財産の混同である。また、財産の混同以外に、法院は業務の混同、従業員の混同、住所の混同等の事情にも基づいて人格の混同の有無を総合的に判断する。

(1) 財産の混同

財産混同の認定事由としては、通常、株主が会社の資金又は財産を無償で使用して、財務記録をしないこと、株主が会社の資金を用いて自己の債務を弁済し、会社の資金を関連会社のために無償で使用して、財務記録をしないこ

と、会社の帳簿と株主の帳簿とを区別しないため、会社の財産と株主の財産との区別が不可能となったこと、株主自身の利益と会社の利益とを区別しないため、双方の利益が不明確となったこと、会社の財産を株主名義に記載し、株主がその占有、使用をすること等が挙げられる。

司法実務において財産混同の証明に用いる証拠の種類は次のとおりである。

a 銀行口座開設情報

会社と株主が同一の銀行口座を使用している場合、会社と株主又は関連会社との間の財産の区別が困難であることを示すことができ、財産の混同を認定する直接の証拠となりうる。例えば、(2011)蘇商終字第 0107 号事件において、法院は、3 社による同一口座の共同使用を証明する証拠に基づき、3 社が資金支配の区別を立証しえない状況の下、財産の混同を認定した。

b 銀行口座資金入出記録、会計伝票、帳簿等

銀行口座資金の収支記録などを通じて、会社と株主又は関連会社との間における理由及び根拠のない大規模な資金入出の有無、任意の資金引出しの有無、株主が個人口座を用いて行った会社のための代位支払又は関連会社間の代位支払により生じた区別困難の有無、株主の口座を用いた会社収益の受領の有無等の事実を明らかにすることができる。例えば、(2019)蘇民終 1528 号、(2012)蘇商再終字第 0012 号等の事件において、法院は、銀行口座の資金入出記録、会計伝票、帳簿等の証拠に基づき、関連会社数社間において資金入出が極めて高頻度で行われていたことを明らかにしたが、これらの会社は資金入出の理由を説明することができなかつたため、法院は、これらの関連会社数社が株主の実質的な支配の下、任意に巨額の資金の調達・分配を行って各社の財産の独立性を喪失させたものと認め、さらに、これらの関連会社の間には財産の混同の事情が存在すると認定した。

c 取引契約書、増値税専用領収書、支払申請書、決済伝票等

資金入出記録及び会計伝票のほか、関連会社間の取引契約書、領収書等の決済に用いる文書も、関連会社間の財産の混同を明らかにする可能性がある。例えば、(2016)浙民終 599 号事件において、法院は取引契約書、増値税専用領収書等に基づいて関連会社間における大量の資金入出を認めたが、合理的な説明がなく、財産混同の成立を認定した。また、(2020)黔民終 381 号事件において、法院は取引契約の実際の履行状況に基づき、関連する支払証書、承諾書等を踏まえ、財産の混同を認定した。

d 監査報告書、調査報告書等

以上の銀行口座資金入出記録、会計伝票等は、一般に債務者たる会社の社内財務書類であり、債権者による入手は難しい。訴訟実務においては、法院に対し、関連会社の財務混同に関する特別監査又は特別調査を第三者たる専門機関に委託する申立てを行うことができる。このような鑑査報告書、調査報告書等が財産混同の事実を明らかにする可能性がある。例えば、(2020)滬破監 2 号事件では、徳勤会計事務所作成の「財務混同経済事項に関する特別検査報告書」により、基礎取引の証拠を欠く多くの金銭入出、多くの関連担保、金銭入出の形式による登録資本金の移転等をはじめとして、関連会社 11 社の財務独立性の欠如に関する多くの証拠が明らかにされた。

e グループ会社内部の規程等

グループ会社内部の規程等において、グループ傘下会社の財務をある 1 社が一元的に配分・支配・管理を行うものと定められている場合、グループ会社間における財産の混同が直接に証明されうる。

例えば、(2020)滬破監 2 号事件において、法院は、「A 社が制定した「A 社組織構造の明確化に関する通知」、「A 社行政調達管理制度」等の会社管理文書によると、関連会社 11 社を含む「A 社系」企業は主要営業、資産購入、財務管理、対外投資、対外融資、印鑑及び資金使用、人事任免、行政調達等への従事の面で A 社による一元的な許可・支配・管理を受けている」と明らかにし、これにより、A 社系企業 11 社と A 社との間には財産及び人格の混同があると認定された。

f 当事者又は関連従業員の聴取記録、備忘録、事情説明等の文書

一部の事件では、関連刑事事件における当事者の聴取記録や、業務取引過程で締結・作成された当事者の備忘録、説明書等に基づいて、法院が関連会社間の財産の混同を認定することがある。例えば、(2018)最高法民終 913 号事件において、最高人民法院は、当事者が業務取引の過程で作成した「某自動車グループと某科学技術会社との資金入出に関する事情説明」及び当事者の従業員が関連する刑事事件で受けた聴取の記録における陳述に基づいて、事件と関わる 3 社に財務の混同、議決権の混同及び業務の混同が存在すると認定した。一部の事件では、関連刑事事件における当事者の聴取記録や、業務取引過程で締結・作成された当事者の備忘録、説明書等に基づいて、法院が関連会社間の財産の混同を認定することがある。例えば、(2018)最高法民終 913 号事件において、最高人民法院は、当事者が業務取引の過程で作成した「某自動車グループと某科学技術会社との資金入出に関する事情説明」及び当事者の従業員が関連する刑事事件で受けた聴取の記録における陳述に基づいて、事件と関わる 3 社に財務の混同、議決権の混同及び業務の混同が存在すると認定した。



中華人民共和国関税法の実施について

2024年4月26日、第14期全国人民代表大会常務委員会第9回会議で決議された「中華人民共和国関税法」(以下「関税法」という)が正式に公布されました。同年2024年12月1日から施行され、「中華人民共和国輸出入関税条例」(以下「関税条例」という)は同時に廃止されます。

関税法は、現行の関税制度の安定性と税負担水準を保ちつつ、現行制度及び関連政策を最適化し、法律のレベルに引き上げるものとなっております。現行の「関税条例」は全6章67条でしたが、「関税法」は、7章まで調整され、合計72条から構成されています。主な内容は以下の通りです。

一、関税管理体制を確立する

全国人民代表大会常務委員会、国務院、国務院関税税則委員会の税目、税率に関する調整権限及び関税徴収管理の基本制度を明確にした。

二、関税適用範囲を明確する

課税対象は中華人民共和国が輸出入を許可している貨物や物品である。

納税者は輸入貨物の荷受人、輸出貨物の出荷人、輸入物品の運送人または受取人である。

また、越境電子商取引の発展に備えて、越境電子商取引プラットフォームの事業者等の源泉徴収義務者を明確に規定した。

三、関税税目税率の設定、調整、実施を規範化する

中華人民共和国輸出入税則に基づき、税率は主に以下の通り

- ・輸入における最恵国税率、協定税率、特惠税率、一般税率
- ・輸出における輸出税率
- ・輸出入における関税割当税率、暫定税率

また、各関税税率の適用と調整取り組みを規定した。

四、課税額、税制優遇措置、特別事情による関税徴収等制度を改善する

課税額は、従価税方式、従量税方式、複合税方式で計算されることを規定し、現行の関税課税価格確定規則を維持する。

関税の免除・軽減項目が明確に規定され、国務院は必要に応じて特別な関税優遇政策を策定することができる。

五、国際的な経済・貿易ルールに従い、関税徴収管理制度を健全化する

貨物の通過と税額の確定を分離する形式を採用できることを明確化した。納税者と源泉徴収義務者は規定に従って税関を選択して納税申告できる。納税者が税金を過大納付した場合による税金還付の申請期限を1年から3年に延長する。

六、関税対応策を充実させる

現行のアンチダンピング税、補助金相殺関税、セーフガード措置などの関税措置や報復関税の賦課を維持しつつ、中国との協定に基づく最恵国待遇条項及び関税優遇条項を履行しない国・地域に対して、対等原則に基づく対抗措置を講じることが追加された。

お問い合わせは
MYDO まで!!



(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 610 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

E-mail: info@shmydo.com URL: <http://shmydo.jp>